

# 第 46 号 議 案

令和元年11月27日  
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和元年11月26日付31議事第439号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議 案 名	
1	第186号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
2	第187号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
3	第188号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
4	第190号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
5	第195号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

# 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容																																			
<p><b>勤 勉 手 当</b> 第21条の2第2項 <b>勤勉手当に関する 特例措置</b> 附則第3条</p>	<p>【勤勉手当の支給割合の改正：勧告どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第21条の2第2項第1号から第3号まで（本則）</li> <li>○ 附則第3条（特例）：令和元年12月期に適用 （施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定）</li> </ul> <p>ただし、令和元年12月1日に遡及して適用</p> <p>（参考） <span style="float: right;">（単位：月分）</span></p> <table border="1" data-bbox="528 663 1399 1151"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用区分</th> <th>現行</th> <th>R元.12のみ （特例）</th> <th>改正後 （本則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">再任用 以外</td> <td>非管理職</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>1.20</td> <td>1.25</td> <td>1.225</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>1.30</td> <td>1.35</td> <td>1.325</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>1.025</td> <td>1.075</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再任用</td> <td>非管理職</td> <td>0.475</td> <td>0.525</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> <td>0.60</td> </tr> <tr> <td>指定職</td> <td>0.525</td> <td>0.575</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table>	適用区分		現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）	再任用 以外	非管理職	1.00	1.05	1.025	課長	1.20	1.25	1.225	部長	1.30	1.35	1.325	指定職	1.025	1.075	1.05	再任用	非管理職	0.475	0.525	0.50	管理職	0.575	0.625	0.60	指定職	0.525	0.575	0.55
適用区分		現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）																																
再任用 以外	非管理職	1.00	1.05	1.025																																
	課長	1.20	1.25	1.225																																
	部長	1.30	1.35	1.325																																
	指定職	1.025	1.075	1.05																																
再任用	非管理職	0.475	0.525	0.50																																
	管理職	0.575	0.625	0.60																																
	指定職	0.525	0.575	0.55																																
<p><b>給 与 の 内 払</b> 附則第4条</p>	<p>【勤勉手当の遡及適用に係る規定】</p> <p>改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p> <p>（施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定）</p>																																			

## 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和元年の人事委員会勧告等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容																							
<p><b>勤 勉 手 当</b> 第24条の2第2項 <b>勤勉手当に関する 特例措置</b> 附則第3条</p>	<p>【勤勉手当の支給割合の改正：勧告どおり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第24条の2第2項第1号及び第2号（本則）</li> <li>○ 附則第3条（特例）：令和元年12月期に適用 （施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定） ：ただし、令和元年12月1日に遡及して適用</li> </ul> <p>（参考） <span style="float: right;">（単位：月分）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th colspan="2">適用区分</th> <th>現行</th> <th>R元.12のみ （特例）</th> <th>改正後 （本則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再任用 以外</td> <td>非管理職</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>1.20</td> <td>1.25</td> <td>1.225</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再任用</td> <td>非管理職</td> <td>0.475</td> <td>0.525</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>管理職</td> <td>0.575</td> <td>0.625</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table>	適用区分		現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）	再任用 以外	非管理職	1.00	1.05	1.025	管理職	1.20	1.25	1.225	再任用	非管理職	0.475	0.525	0.50	管理職	0.575	0.625	0.60
適用区分		現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）																				
再任用 以外	非管理職	1.00	1.05	1.025																				
	管理職	1.20	1.25	1.225																				
再任用	非管理職	0.475	0.525	0.50																				
	管理職	0.575	0.625	0.60																				
<p><b>等級別基準職務表</b> 別表第一 イ</p>	<p>【主任栄養教諭設置に伴う規定整備】</p> <p>教育職給料表の3級の基準となる職務に「主任栄養教諭」を追加 （施行期日）：令和2年4月1日</p>																							
<p><b>給 与 の 内 払</b> 附則第4条</p>	<p>【勤勉手当の遡及適用に係る規定】</p> <p>改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定）</p>																							

### 3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和元年の人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容						
<b>特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用</b> 第5条第1項 第2項 <b>期末手当に関する特例措置</b> 附則第3項	<b>【期末手当の支給割合の改正：勧告どおり】</b> ○ 第5条第1項及び第2項（本則） ○ 附則第3項（特例）：令和元年12月期に適用 （施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定） ただし、令和元年12月1日に遡及して適用 （参考） <span style="float:right;">（単位：月分）</span> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>R元.12のみ （特例）</th> <th>改正後 （本則）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.725</td> <td>1.775</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table>	現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）	1.725	1.775	1.75
現行	R元.12のみ （特例）	改正後 （本則）					
1.725	1.775	1.75					
<b>給 与 の 内 払</b> 附則第4項	<b>【期末手当の遡及適用に係る規定】</b> 改正前の条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 （施行期日）：公布の日（令和元年12月24日予定）						

### 4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

「3」と同様の改正を行う。

### 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<b>職 員 の 派 遣</b> 第2条第2項第3号	<b>【地方公務員法の改正に伴う文言整備】</b> 「第22条第1項」 → 「第22条」 「条件付採用」 → 「条件付採用」
<b>施 行 期 日</b> 附則	令和2年4月1日



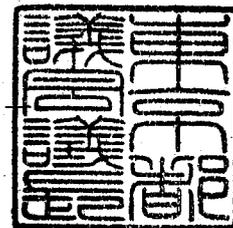
31 議事第 439 号

令和元年 11 月 26 日

東京都人事委員会委員長  
青 山 侑 殿



東京都議会議長  
石 川 良



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和元年第 4 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

#### 記

- 1 第 186 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 187 号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 188 号議案 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 190 号議案 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 第 195 号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（8頁）
- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（10頁）

第百八十六号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第二項第一号中「百分の百（）」を「百分の百二・五（）」に、「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十」を「百分の百三十二・五」に改め、同項第二号中「百分の百二・五」を「百分の百五」に改め、同項第三号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

第二条 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十一条の二第二項及び次条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

第三条 令和元年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百三十二・五」とあるのは「百分の百三十五」と、同項第二号中「百分の百五」とあるのは「百分の百七・五」と、同項第

第百八十六号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三号中「百分の五十（）」とあるのは「百分の五十二・五（）」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

（給与の内払）

第四条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定する必要がある。

第百九十五号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の百（）」を「百分の百二・五（）」に、「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「百分の五十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

別表第一イの部三級の項中「又は主任養護教諭」を「主任養護教諭又は主任栄養教諭」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十四条の二第二項及び次条の規定は、令和元年十二月一日から適用する。

（勤勉手当に関する特例措置）

第三条 令和元年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百二十五」と、同項第二号中「百分の五十」とあるのは「百分の五十二・五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二・五」とする。  
（給与の内払）

第百九十五号議案 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第四条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

第百八十七号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条及び次項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。  
（期末手当に関する特例措置）

- 3 令和元年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第百八十七号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。

第百八十八号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条及び次項の規定は、令和元年十二月一日から適用する。  
（期末手当に関する特例措置）

- 3 令和元年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第百八十八号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。

第百九十号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例  
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

第百九十号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（6頁）
- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（7頁）

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第二十一条まで（現行のとおり） （勤勉手当）</p> <p>第二十一条の二（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に該当する職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の百二・五（行一）四級等職員にあつては百分の百二十二・五、行一五級等職員にあつては百分の百三十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち指定職給料表の適用を受ける職員（次号に該当する職員を除く。） 当該職員の給与月額に百分の百五を乗じて得た額の総額</p> <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の五十（行一）四級等職員及び行一五級等職員にあつては百分の六十、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第二十一条の二の二から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十一条まで（略） （勤勉手当）</p> <p>第二十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に該当する職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の百（行一）四級等職員にあつては百分の百二十、行一五級等職員にあつては百分の百三十）を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち指定職給料表の適用を受ける職員（次号に該当する職員を除く。） 当該職員の給与月額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>三 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の四十七・五（行一）四級等職員及び行一五級等職員にあつては百分の五十七・五、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第二十一条の二の二から第二十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p>

改正案		現行	
<p>第一条から第二十四条まで (現行のとおり) (勤勉手当) 第二十四条の二 (現行のとおり) 2 (現行のとおり) 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の百二・五(教育五級等職員にあつては、百分の百二十一・五)を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の五 十(教育五級等職員にあつては、百分の六十)を乗じて得た額の総額 3及び4 (現行のとおり) 第二十四条の二の二から第二十五条まで (現行のとおり) 別表第一(第六条関係) イ 教育職給料表 等級別基準職務表</p>		<p>第一条から第二十四条まで (略) (勤勉手当) 第二十四条の二 (略) 2 (略) 一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に百分の百(教育五級等職員にあつては、百分の百二十)を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の給与月額に百分の四十七・五(教育五級等職員にあつては、百分の五十七・五)を乗じて得た額の総額 3及び4 (略) 第二十四条の二の二から第二十五条まで (略) 別表第一(第六条関係) イ 教育職給料表 等級別基準職務表</p>	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
一級	(現行のとおり)	一級	(略)
二級	(現行のとおり)	二級	(略)
三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭、主任養護教諭又は主任栄養教諭の職務	三級	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の主任教諭又は主任養護教諭の職務
四級	(現行のとおり)	四級	(略)
五級	(現行のとおり)	五級	(略)
六級	(現行のとおり)	六級	(略)
<p>ロからホまで (現行のとおり) 別表第二及び別表第三 (現行のとおり)</p>		<p>ロからホまで (略) 別表第二及び別表第三 (略)</p>	

第一条から第四条まで（現行のとおり）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第一条から第四条まで（略）

（特定任期付職員に対する給与条例等の規定の適用）

第五条 特定任期付職員に対する給与条例第二条第一項、第三条、第六条の第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあるのは「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員又は特定任期付職員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二十二條第三項、第二十三條、第二十四條第二項及び第二十四條の四第一項の

2 特定任期付職員に対する学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号。以下「学校職員給与条例」という。）第三条第一項、第五条、第八条の二第二項、第十五条の五第二項、第二十一条の二第一項、第二十二條第三項、第二十三條、第二十四條第二項及び第二十四條の四第一項の

規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条（現行のとおり）

規定の適用については、第三条第一項中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第六十一号。以下「任期付職員採用条例」という。）に定める特定任期付職員業績手当」と、第五条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条の規定」と、第八条の二第二項中「第七条並びに前条第一項、第三項及び第九項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員採用条例第四条の規定にかかわらず、同条の」と、第十五条の五第二項中「支給を受ける者」とあるのは「支給を受ける者及び特定任期付職員」と、第二十一条の二第一項中「支給を受ける職員」とあるのは「支給を受ける職員及び特定任期付職員」と、第二十二条第三項及び第二十三条中「第二十四条及び第二十四条の二」とあるのは「第二十四条」と、「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第四条に規定する」と、第二十四条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」と、第二十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」とする。

第六条及び第七条（略）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二 条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第 十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二 項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあ るの「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用 及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任 期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三 条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規 定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の 二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」と あるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、 第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」 とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任 期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員 又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十 一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」 とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第 二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十五」と、第 十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」と する。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （任期付研究員に対する給与条例の適用）</p> <p>第八条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二 条第一項、第三条、第六条の二第二項、第十八条の三第一項及び第三項、第 十九条の二第三項、第二十条、第二十一条第二項並びに第二十一条の三第二 項の規定の適用については、第二条第一項中「農林漁業普及指導手当」とあ るの「農林漁業普及指導手当並びに東京都の一般職の任期付研究員の採用 及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号。以下「任 期付研究員採用条例」という。）に定める任期付研究員業績手当」と、第三 条中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条の規 定」と、第六条の二第二項中「第五条第一項、第二項及び第四項、第五条の 二並びに前条第一項、第四項及び第十項の規定にかかわらず、これらの」と あるのは「任期付研究員採用条例第七条の規定にかかわらず、同条の」と、 第十八条の三第一項中「指定する職員又は指定職給料表の適用を受ける職員」 とあるのは「指定する職員、指定職給料表の適用を受ける職員又は第一号任 期付研究員」と、同条第三項中「指定する職員」とあるのは「指定する職員 又は第一号任期付研究員」と、第十九条の二第三項及び第二十条中「第二十 一条及び第二十一条の二」とあるのは「第二十一条」と、「この条例に定める」 とあるのは「この条例及び任期付研究員採用条例第七条に規定する」と、第 二十一条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」と、 第二十一条の三第二項中「職員」とあるのは「職員及び第一号任期付研究員」 とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>三 地方公務員法第二十二條に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会の承認を得て規則で定める職員を除く。）</p> <p>四（現行のとおり）</p> <p>五（現行のとおり）</p> <p>第三条から第十条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会の承認を得て規則で定める職員を除く。）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>第三条から第十条まで（略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（条件付採用）</p> <p>第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（条件付採用及び臨時的任用）</p> <p>第二十二條 臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、全て条件付のものとし、その職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。</p> <p>2  人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。）がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>3  前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。</p> <p>4  人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>5  人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>6  臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。</p> <p>7  前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。</p>